

【参考資料】

令和5年第2回奥州市議会臨時会
条例議案 新旧対照表

議案第1号 奥州市介護保険条例の一部を改正する条例

奥州市介護保険条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 1 ～13 略 (新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例) 14 市長は、第14条第1項の規定にかかわらず、<u>令和4年度以前の年度分の保険料（令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日を納期限とするものに限る。）及び令和5年度分の保険料（令和5年4月1日から同年5月31日までの間のいずれかの日を納期限とするものに限る。）</u>の納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合で、その者からその保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、その者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。 (1) ・ (2) 略	附 則 1 ～13 略 (新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例) 14 市長は、第14条第1項の規定にかかわらず、<u>令和元年度分以降の保険料（令和2年2月1日以降の日を納期限とするものに限る。）</u>の納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合で、その者からその保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、その者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。 (1) ・ (2) 略